

黒滝村過疎地域持続的発展計画案の概要について

(経緯・スケジュール)

日時	事項	備考
昭和 45 年 4 月 24 日	過疎地域緊急対策措置法の公布	昭和 45 年度～昭和 54 年度
昭和 55 年 3 月 31 日	過疎地域振興特別措置法の公布	昭和 55 年度～平成元年度
平成 2 年 3 月 31 日	過疎地域活性化特別措置法の公布	平成 2 年度～平成 11 年度
平成 12 年 3 月 31 日	過疎地域自立促進特別措置法の公布	平成 12 年度～令和 2 年度
令和 3 年 3 月 31 日	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の公布	令和 3 年度～令和 12 年度(10 年間の時限立法)
令和 3 年 4 月 1 日	過疎地域持続的発展市町村計画策定のための通知 (7 省連名)	
令和 3 年 6 月 21 日	村過疎地域持続的発展計画案の提出 (奈良県市町村振興課)	県庁内各課局修正
令和 3 年 8 月 2 日～ 8 月 16 日	村過疎地域持続的発展計画案のパブリックコメント実施(約 2 週間)	村広報紙、村 HP で周知
令和 3 年 9 月上旬予定 (9 月 10 日想定)	奈良県が協議書受理及び回答	
令和 3 年 9 月予定	村定例議会に提案、議決後に国へ提出	

(法改正の概要)

1. 前文・目的 (1 条) ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し
2. 過疎地域の要件 (2 条、3 条、41 条～43 条) 市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定
 - ・過疎地域の団体数 令和 3 年 4 月 1 日時点 : 820 団体
3. 卒業団体への経過措置 (附則 4 条～8 条)
 - ・期間を 6 年間(財政力が低い団体は 7 年間)に延長(旧法:5 年間)
 - ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加
4. 過疎対策の目標 (4 条)

(説明資料)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)
5. 支援措置 (12条～40条)
- ・国税の特例・地方税の減収補填措置
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
 - ・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
 - ・配慮措置
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
 - ・過疎対策事業債
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
 - ・国庫補助率のかさ上げ
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続
6. その他 (6条、8条、9条、45条)
- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
 - ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
 - ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)
7. 施行期日 (附則1条)
- 令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

(計画案の概要)

1 基本的事項

昨今の人口急減に対応しながら財政基盤強化に努めた上で、地域の時速的発展のための基本方針を定めます。計画期間は令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間とし、基本的目標の目標値を定め、計画の達成状況の評価及び手法についても定めます。また、村公共施設等総合管理計画との整合を図り、該当する施設の管理方針について記載します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

多様な人材の確保をするため移住定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成、過疎地域の持続的発展に係る関係者間の連携及び協力の確保に関する方針とその施策を定めます。

3 産業の振興

村の特性に応じた産業振興の基本的方向と、そのための施策の実施により期待して

(説明資料)

いる雇用効果を記載。地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用要件として、産業振興促進事項の記載が求められていることから、産業振興促進区域やその業種について記載。

- 4 地域における情報化～ 1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
各項目の基本的方向と、そのための施策の実施や効果を記載。